

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	小田急電鉄株式会社			コード	9007
提出日	2021/5/31	異動（予定）日	2021/6/29		
独立役員届出書の提出理由	「役員の属性」、「該当状況についての説明」に係る記載内容を変更するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	野間口 有	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	中山 弘子	社外取締役	○										△					有
3	大原 透	社外取締役	○													○		有
4	糸長 丈秀	社外取締役	○										△					有
5	伊東 正孝	社外監査役	○													○		有
6	鬼丸 かおる	社外監査役	○													○		有
7	林 武史	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、2013年3月まで独立行政法人産業技術総合研究所（現国立研究開発法人産業技術総合研究所）の理事長でありました。当社と同研究所の間にはMaaS実証の実施に係る作業請負契約に基づく取引がありますが、その取引額は当社連結営業収益および同研究所経常収益のいずれに対しても1％未満であり、僅少であります。	同氏と当社の経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
2	同氏は、2014年11月まで新宿区の区長でありました。当社と同区の間には災害用備蓄品倉庫に関する使用貸借契約等の取引がありますが、その取引額は当社連結営業収益および同区歳入総額のいずれに対しても0.1％未満であり、僅少であります。	同氏と当社の経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
3		同氏と当社の経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
4	同氏は、2016年3月まで第一生命保険株式会社の業務執行者でありました。同社は当社の借入先であります。その借入額は当社連結総資産額に対して1％未満であり、「社外役員の独立性判断基準」で定める「主要な借入先」（代替性のない程度に依存している金融機関）には該当いたしません。また、当社と同社の間には利息支払等の取引がありますが、当社連結営業収益および同社経常収益のいずれに対しても1％未満であり、僅少であります。	同氏と当社の経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
5		同氏と当社の経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
6		同氏と当社の経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
7	同氏は、2018年3月まで日本生命保険相互会社の業務執行者でありました。同社は当社の借入先であります。その借入額は当社連結総資産額に対して1％未満であり、「社外役員の独立性判断基準」で定める「主要な借入先」（代替性のない程度に依存している金融機関）には該当いたしません。また、当社と同社の間には利息支払等の取引がありますが、当社連結営業収益および同社経常収益のいずれに対しても1％未満であり、僅少であります。	同氏と当社の経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。

4. 補足説明

【社外役員の独立性判断基準】

以下の事項に該当しない場合、当該社外役員は独立性を有するものと判断する。

(1)当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者

(2)当社の大株主（直接・間接に10％以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者

(3)当社グループの主要な借入先（当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）の業務執行者

(4)当社グループの主要な取引先（当社グループの年間連結売上上の2％以上の支払いを当社に行っている者）である会社の業務執行者

(5)当社グループを主要な取引先（当該取引先の年間連結売上上の2％以上の支払いを当社から受けている者）とする会社の業務執行者

(6)当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

(7)当社グループより、年間1,000万円を超える寄付を受けている団体の業務執行者

(8)社外役員の相互就任の関係となる他の会社の業務執行者

(9)上記(1)から(8)までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

(10)上記(1)は過去10年間、上記(2)は過去5年間、上記(3)から(9)は過去3年間において該当していた場合を含む

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。